

平成24年度 第2回安城市自立支援協議会本会議 議事録

日 時 平成24年10月25日（木）

午後1時30分～

場 所 安城市役所本庁舎3階 第10会議室

出席者：神谷和也委員、石川委員、飯島委員、成瀬委員、服部委員、
大見委員、稲垣委員、加藤委員、神谷佐奈美委員、阿部委員、
黒川委員、本田委員、藤井委員、佐々木委員、岡田委員
西三河南部圏域アドバイザー 大木様

欠席者：三浦委員

同席者：作業部会（会長：鈴木、副会長：浅井）

通所施設担当者会（会長：坂井）

居宅担当者会（会長：高橋）

相談支援担当者会（副会長：山北）

ふれあいサービスセンター（所長、野々山係長、小田）

事務局：福祉部長、福祉部次長、障害福祉課長、障害福祉係長、障害給付係長、
担当

典礼（司会）：鈴木障害福祉課長

1 あいさつ

委員長

皆様こんにちは。お忙しい中定刻までにお集まりいただきありがとうございます。
昨今は夏から秋があつという間にどこかに飛んでいってしまうかなあというように
朝は涼しい気候になっています。風邪を引かれている方が多くいる中、出席されて
いる方々は至ってご健康そのものの様子でなによりでございます。まだまだ気候が
分かりませんのでご留意いただければと思います。第2回の自立支援協議会という
ことでお集まりいただきましたけれども、前回の6月には前年度の実績報告と第3
次安城市の障害福祉計画等の進捗状況の報告をされました。特に障害福祉計画のほ
うはおおむね順調に進めていただいているようでございます。そうは言いましても

今年度に向けてこれでよしという訳には行きませんので、これが順調に進むよう今日ご出席の皆様方それぞれの厳しいご意見等もいただきたいと思っております。この計画を進めることによって特に今回でも議題に上っております作業部会及び担当者会これらの活動が大変重要な柱になってくるであろうと思っております。

今年度当初におきまして24年度に取り組むテーマも前回皆様にお決めいただきました。それに基づきましてそれぞれ進めていただいているわけですが、今日はその活動内容の報告が議題になっています。これにつきまして皆さんの率直な意見を聞かせていただければと思っております。

話は変わりました先回安城市福祉まつりを開催させていただきました。ここに居られる多くの方が当日ご出席をいただき、またそれぞれの場でご支援をいただきました。天候にも恵まれ大変充実した福祉まつりを運営することができました。皆様のご協力にあらためてこの場をお借りして感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

2 議題

(1) 作業部会及び各担当者会における活動内容について

作業部会長

作業部会 担当者会について

作業部会は、担当者会の会長、副会長、社協のふれあいサービスセンター、障害福祉課をメンバーとして6月以降毎月開催しています。議題ですが、7月につきましては支援手帳あんあんの内容確認、本会議の報告、今年度における各担当者会活動内容の確認、障害者虐待防止法についての説明、安城市予算で勉強会等開催したい担当者会の講師謝礼の執行についての説明。8月は勉強会等を行う担当者会の調整、各担当者会の協議事項の検討、作業部会で9月27日に開催した虐待防止法の勉強会のPR方法とチラシについて検討しました。また、事業仕分けが7月に行われ、障害者通所支援事業が該当しましたのでその内容の説明を受けました。9月は各担当者会における4月から8月までの活動内容についての報告と、本会議に提出する資料・取り組み内容の確認を行いました。また10月1日から施行されました障害者虐待防止法の概要と権利擁護についての勉強会を作業部会主催で田原市の障害者総合センター長の新井在慶氏を招きまして9月27日に開催いたしました。

各担当者会における活動内容を居宅担当者会から順に報告させていただきます。

活動内容報告資料にリンクしているのであわせて御覧頂きたい。

居宅担当者会は市内外のヘルパー事業所等20事業所とふれあいサービスセンター、障害福祉課で構成されていて、毎月第2火曜日に開催しています。障害児・者が外出をする時または災害時等に必要であろう携帯するサポートブック支援手帳あんあんの作成と、支援者のスキルアップのための勉強会を年2回開催することについて検討しています。支援手帳につきましては9月より安城市のホームページに掲載してそこから入手できるようにして啓発を行っています。また勉強会もサービス提供者の質の向上を目的に12月と2月に行う予定でございます。

通所施設担当者会は養護学校を含めて19事業所、ふれあいサービスセンター、障害福祉課で構成されています。隔月開催で行っています。通所施設でのテーマですけれども重度障害児・者、精神障害者、知的障害児・者の受け入れ先の不足ということについて、多くのテーマがございまして、いっしょにやっけて行くことはなかなか大変だということで、ひとつずつに絞って協議していく事とし重心分科会を発足しました。そのあたりの経緯を通所担当者会長から説明します。

通所担当者会長

今年度より通所施設の進行を承っていますので、不慣れな点があるかと思いますがよろしく願いいたします。今回市から頂きましたテーマを協議するなかで、始めに重心の捉え方をこちらでずいぶん協議し考えました。重心の捉え方といたしましては、重症心身障害児・者と重度身体障害児・者と定義し、話し合いを進めてまいりました。各事業所の皆さんにお集まりいただいて協議していたのですが、現在のところ安城市の日中活動系の事業所におきまして、重心の方特に医療的ケアの必要な方の利用できるサービス事業所が不足していることが浮き彫りになりました。このことを安城市全体の課題として捉え、今後行政、相談支援事業及び関係団体等専門的に皆で協議し解決策を打ち出さなくてはならないと考えております。そのため、今後通所部会の中でもいろんなテーマがありますので下部組織として重心分科会というものを設置させてもらいました。今後のテーマを重心の方の日中の受け入れ体制について、定例の通所担当者会とは別で協議していくことでよりよい方法を取りまとめなければと考えております。以上です。

作業部会長

重心分科会は8月31日に一回目を開催しています。

ホーム担当者会は、市内5つの事業所、ふれあいサービスセンター、障害福祉課

で構成されておりまして隔月に行っています。グループホーム・ケアホームの今後ニーズが高まってくるであろうホームの周知・計画をテーマとして、昨年度作成したホームでの生活が分かるDVDやリーフレットを、いろいろな機会を活用していくこととしました。地域生活座談会といたしまして、11月22日にホームだけにとらわれずに住み慣れた地域で暮らし続けるというテーマで行う予定です。グループホームで暮らすことも選択だし、ホーム以外ご自宅で暮らすためにどんな支援が必要なのかそういったことを座談会形式で行います。

相談支援担当者会は、7事業所、ふれあいサービスセンター、障害福祉課で構成されています。毎月開催されておりまして、取り組み概要といたしましては、平成26年度までに障害福祉サービスを利用している障害児・者全員を対象にそのサービス等利用計画の作成が義務付けられておりまして、現在のところ安城市ではふれあいサービスセンターとぶなの木福祉会のひだまりの2つの事業所が指定されていますが、まだ足りないので、今後民間事業者の相談支援事業所の数を増やしていくという予定で協議をしています。その中で市内の障害福祉サービスの支援には限りがありますので、必要なサービスを必要な方に利用していただくため、サービスの支給量とサービス期間の目安やガイドラインを担当者会の中で協議をしています。また、精神障害者の相談支援等の充実を図るために下部組織といたしまして精神保健福祉分科会を設けて運営していくこととしました。

相談支援担当者会副会長

精神保健福祉分科会を立ち上げるにあたった経緯ですが、安城市内の精神障害者の方が利用できるサービスがまだまだ不足している現状がある中、必要な情報を得る機会も少なくなってしまうと、本来得られる権利である医療費助成とか障害年金などの権利が受けられない、または受けられるまでに時間がかかってしまうという事態になってしまっている方がたくさんいます。それにより社会的にも経済的にも障害者世帯全体の生活が圧迫されて、さらに社会に出て行くハードルが高くなってしまっている現状があります。そしてその問題は当事者本人だけ、もしくは周りの家族だけで問題を抱えこまざるをえなくなっており、状況は好転しないまま年数だけが過ぎて、問題が複雑化重度化してきた段階でようやく表面化するということが多く起こっているという風に感じています。

なかなかサービスにつながらない方に対して相談支援事業所で何ができるかという思いがある中で、特に精神障害に特化して担当者が集まりまして、訪問相談や訪

問支援のようなことをやっていけないかということを考えております。ただ1機関が行える支援は限りがあるので、会を行うことでネットワークを作り、連携をしながらそういう方への支援のアプローチを伸ばしていけたらと考えております。11月19日の月曜日から開催していけたらと計画を立てているところです。以上です。

作業部会長

精神障害者の方へは相談支援の担当者会だけではなく、医療とか保健所とか関係機関との連携が必要になっていくので、そのネットワークという形で分科会という形を進めていく考えを持って、精神保健福祉分科会を相談支援担当者会の下へ位置づけさせていただきました。

最後に就労担当者会ですが、養護学校を含めまして17事業所とふれあいサービスセンター、障害福祉課で隔月開催しております。一般就労ですとか働いてお金を稼ぐことを目的とした就労系の事業所ですけども、就労移行支援事業、就労継続A型事業、継続B型事業の3つに自立支援法の形態が分かれていて、それぞれの事業の運営とか役割が少し違って、今後そこでの利用者の方の活用方法等確立させていくために各事業所が現況確認ということで担当者会にて情報の共有を図っています。また就労支援担当者会におきましては、安城市内で開催されている各公民館まつりや福祉センターまつり、あんぷくまつり等自主製品の販売促進と通所施設担当者会と合同で個別支援計画書の作成勉強会を開催していきたいという計画をしています。

今回から新たに加わったものとして分科会が設置されたことを報告しました。

議長

以上の報告につきましてご質問ご意見がありましたらお願いします。

委員

24時間体制のことについて掲げているが、この内容にややがっかりしている。夜間体制をとってほしいというアンケートをとってもう何年経っているか分からないが、問題点としてはこのぐらいだろうと想像で分かっていることで、今更ここに書かれてもまだこんな段階かという感じを受けます。しっかりもっと熱を入れて本当にこの部分で重度の重い方だけが対象であって数は少ないのですが、これは虐待にも直結していく重要な部分だと思うのでもう少し具体的にならないのかと思います。虐待防止法が始まって緊急避難所を設置する必要があるが、あては有るのか？

事務局

ヘルパーの24時間体制は以前にも自立支援協議会で一年かけて検討しました。なかなか結論が出ないので、今年度は新たに居宅担当者会でも考えてくださいとしています。ただ、ヘルパーの問題だけでは解決しないことが分かってきていたので通所施設担当者会の下に重心分科会を後半は設けて検討していきます。そこで24時間の受け入れもあわせて検討していきたい。一番問題になるのはヘルパーステーションを24時間体制で行うと、実際に利用する人の数に関係なく常勤の者が一人24時間いる必要がある。それは非常に今の居宅の事務では難しいということがありましたので、他の通所とかケアホームを持っている施設とかそういった所がヘルパーステーションを併設して、何とか24時間体制を作れないかということを含め重心分科会を設けて検討していきます。

虐待防止について一時保護をどうするかですが、安城市内につきましては、ケアホームを持っている所や入所施設、精神の施設がありませんでしたので矢作川病院にお願いをしました。何かあった場合は預かっていただきたいとのことでお願いしました。長期になった場合入所施設が必要になるので、県の厚生事業団が持っている入所施設には県の方から通知は出すとのことですが、安城市が使いそうな施設には市の方からも依頼の文書を送っています。

委員

ありがとうございました。

議長

重心分科会で再度検討されていくとのことですが前向きな提言が出るように。検討されただけでは意味がありませんので進められるように検討してください。

委員

重心分科会のことについて先ほど話がありましたが、私ども平成7年から活動をはじめ18年目になります。当初は重心の方を受け入れる施設が全くありませんで、今の障害児の療育センターと合同で行っていました。なかなかやり手が無く行政でやるにしても看護師の話とかいろいろな部分でかなり大きなハードルありまして、ここに来て少し受け入れ態勢が整ってきたもののやはり地域で暮らす仕組みについては本当に完全ではないです。実際のところ安城には短期入所の施設でも十分に確保できる形ではありませんし、コロニーや豊川の希全センター、西尾のピカリコなどが短期入所をやっていると思いますが、今度市の方から大きな宿題をもらいまして重心に特化した協議をしあう場所が出来たという事は一歩進んだのかなという感

じがします。今までもいろいろな福祉計画の中でいつも協議内容としてはあがるのですが、調整という言葉で処理されていたことが多かったので、今度は協議の場が出来たことについては期待できるものではないかということで、私たち事業者もまた事業者が取るデーターにも皆さんに細かな協力がいただければありがたいと思います。

議長

確認ですが重心分科会のメンバーを教えてください。

通所担当者会長

ポテト福祉会、桜井福祉センター、岡崎養護学校、ぬくもり福祉会、こすもす畑がメンバーとなり協議しています。現在は重心の方の受け入れをしているアンジェラ、えんご会の事業所に、今何名の方を受け入れており、実際どういった所に今後変化があれば受け入れが拡大されていくかの調査、問い合わせを市も含めて行っています。

議長

結論がなかなかでないとは思いますが、時間をかけて行ってください。

事務局

今本田委員と黒川委員が言われたことがすべてでして、過去自立支援協議会でも協議してもまとまらないのが24時間体制の結論です。それをいつまでも同じスタンスで繰り返しても前に進まないということで、市の方から持ちかけまして、解決する方法を考えてほしいということで分科会を設けました。その結果を受けまして2月の本会議で何らかの報告が出来ると思いますのでお願いします。

議長

その他なにかございますか。

委員

相談支援事業が分からない。

相談支援事業個人のサービス等の利用計画を作成して行くと聞いている。以前は半年に一度更新をしながらサービス支援利用計画書を作ると聞いているが、3年に一度の利用計画も必要なのかと思うことがある。年を重ねて障害も落ち着いていて、3年に一度も必要があるのかと思うのに半年に一度だとまたやるのかということになる。ニーズのある人はいいが、ニーズの無い人も半年に一度とは疑問に思う。これから国の施策によって変更されて行くと思うが、どのように考えているのかと、

また、事業者の方の負担も大きいのではないかと気になっているので、それについての事業者の方が計画を立てることによって人員を確保しなければならないときに費用的なサポートは国とか市がやっているのか心配している。

事務局

サービス利用計画書は国が去年の改正で、この4月から26年度までの3か年でサービス利用者全員のケアプランを作りなさいと打ち出してきました。それににかかる部署は市が指定した指定特定相談支援事業者が作ります。国の単価設定が凄く低いので、安城につきましては4月からふれあいサービスセンター1か所だけでした。ただ精神の方で在宅で何も使っていない方のところも回りたいということで、ひだまりという支援事業所が10月から出来ました。あと、ぬくもり福祉会の3施設が11月から予定をされています。他市の状況を見ますと以前より複数個所に相談支援を委託していたのでその委託を受けていたところが増える場合が多い。ただ、介護報酬が低めに抑えられたということがありまして、安城も委託を考えたが、事業者の意見を聞いたところ8事業所が作っても良いと返事をもらったので、精神なら精神、身体なら身体、知的の方は知的の事業所に3箇所委託をするよりも8箇所参入したほうが良いので、運営費補助を出すことで予算要求しています。プランを作った数に応じて運営費の補助を出してより多くの事業者に参入していただきたいと思っています。今は2か所で11月になると5か所、来年の4月になると8か所を予定しています。

モニタリングは半年に一度とのことですが、在宅で複数サービスを使用して調整のいる方はプランによって毎月の方もあり、入所の方は1年に一度の方もありそれぞれまちまちです。ただ基本は半年に一度です。本人の状況が変わっていないことをサービス計画を作った人が把握し続ける必要があるため、本人の状況も見なければならぬし、使っているサービス事業所に行って話も聞いてこなければならぬので、半年に1回モニタリングをするとそのモニタリングに対しても介護報酬が出ることになっています。それと追加でサービス事業者が増えてくると相談支援事業者ごとで差が出てきたり考え方に差が出ると拙いので、国が基幹相談センターを置くことが出来るとしているから安城につきましては8か所が出揃う来年基幹型を設置したいと考えています。よろしくお願ひします。

議長

議題（1）につきましては以上とさせていただきます。これにつきましては報告

事項ですので特に決議することはありません。今日の議題は以上です。

3 その他

(1) 第3回あんぷくまつり開催について

日時：平成24年12月1日（土）正午から16：00

場所：安城市民会館

●説明者：事務局（障害福祉課：近藤）

資料説明。

(2) 第3回安城市自立支援協議会について

日時：平成25年2月28日（木）午後1時30分から

場所：安城市役所本庁舎3階 第10会議室

典礼 閉会